

琵琶湖保全再生施策に関する計画（琵琶湖保全再生計画）の改定に向けて

1 琵琶湖保全再生計画について

平成 27 年 9 月 28 日に公布・施行された「琵琶湖の保全及び再生に関する法律」に基づき、国において平成 28 年 4 月 21 日に「琵琶湖の保全及び再生に関する基本方針」が定められた。

これを受け、県は、県環境審議会や県議会での議論のほか、国や県内市町、関係府県市、住民や関係団体など多様な主体との幅広い意見交換等を踏まえ、主務大臣への法定協議を経て、平成 29 年 3 月に琵琶湖保全再生計画を策定した。

(1) 計画期間

平成 29 年度（2017 年度）から令和 2 年度（2020 年度）までの 4 年間

(2) 計画の趣旨

国民的資産である琵琶湖を健全で恵み豊かな湖として保全・再生を図るため、県および県内市町が、多様な主体の参加と協力を得て、琵琶湖保全再生施策を総合的・効果的に推進する。

(3) 計画改定の必要性

計画期間が令和 2 年度末で終了することから、計画に基づく琵琶湖保全再生施策の更なる推進に向け、改定を行う。

2 計画の改定体制と必要な手続き

(1) 滋賀県琵琶湖保全再生推進本部における庁内調整

琵琶湖保全再生推進本部において庁内調整を行うとともに、具体的な検討については、同推進本部幹事会議およびワーキンググループにおいて実施

(2) 県議会への説明・報告

県議会へ計画の改定状況等を説明・報告

(3) 滋賀県環境審議会琵琶湖総合保全部会での審議

滋賀県環境審議会に諮問し、その答申を基に改定計画原案を作成

(4) 関係地方公共団体への意見聴取

法第 3 条第 6 項に基づき県内市町や関係府県市の意見を聴くほか、検討過程において、意見交換等を随時実施

(5) 住民、NPO、関係団体、事業者等の意見反映

法第 3 条第 6 項に基づき県民政策コメントを実施するほか、検討過程において、意見交換等を随時実施

(6) 主務大臣への協議

法第 3 条第 6 項に基づき主務大臣に協議するほか、検討過程において主務省庁と協議・調整を随時実施

※ 概要は別紙のとおり

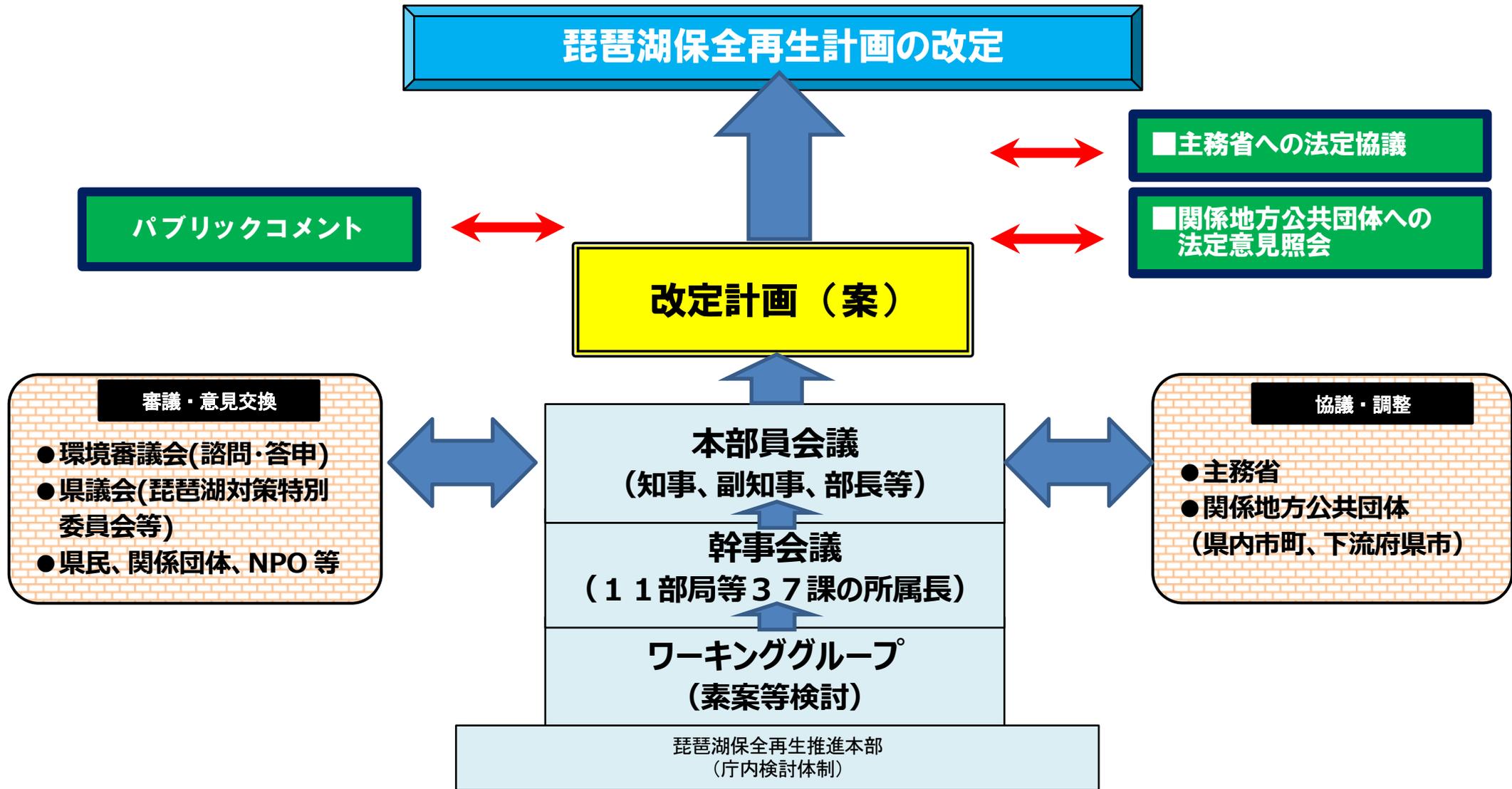
3 改定の時期

令和 2 年度末

4 今後のスケジュール

別紙のとおり

「琵琶湖保全再生計画」の改定に向けた体制、進め方



「琵琶湖保全再生計画」改定スケジュール概要（案）

令和元年度（2019年度）

- ・ 8月～ 計画のフォローアップ作業
（計画に掲げる各施策の実施状況、成果、課題・今後の方向性等）
- ・ 11月～12月 環境審議会琵琶湖総合保全部会、県議会特別委員会で審議
①計画の改定に向けた体制、スケジュール等 ②フォローアップのとりまとめイメージ
- ・ 11月～ フォローアップ作業と並行して、改定計画に盛り込むべき事項の整理
- ・ 2月～3月 環境審議会琵琶湖総合保全部会、県議会特別委員会で審議
①フォローアップのとりまとめ状況 ②計画改定の論点整理、次年度スケジュール等

令和2年度（2020年度）

- ・ 5月下旬 県議会特別委員会で審議
① 計画改定に向けて（体制・手続き、スケジュール） ②改定計画（骨子素案）
- ・ 5月下旬～6月上旬 環境審議会へ諮問（計画の改定について）
環境審議会琵琶湖総合保全部会で審議（総会后）
① 計画改定に向けて（体制・手続き、スケジュール）
② 改定計画（骨子案、フォローアップ結果（案））
- ・ 6月下旬 県議会特別委員会で審議 改定計画（骨子案、フォローアップ結果（案））
- ・ 8月中旬～下旬 環境審議会琵琶湖総合保全部会で審議 改定計画（素案、フォローアップ結果報告）
- ・ 9月上旬 県議会特別委員会で審議 改定計画（素案、フォローアップ結果報告）
- ・ 11月上旬 環境審議会琵琶湖総合保全部会で審議 改定計画（答申案）
- ・ 11月下旬～12月上旬 環境審議会からの答申<改定計画（答申案）>
- ・ 12月中旬 県議会特別委員会で審議 改定計画（原案）
- ・ 12月下旬～1月上旬 パブリックコメント
関係地方公共団体への法定意見聴取（県内市町・下流府県市）
- ・ 2月 県議会特別委員会で審議 パブコメ結果と対応案
- ・ 3月 県議会特別委員会で審議 改定計画（案）
主務大臣への法定協議 ⇒ 改定計画決定、公表

※県民、関係団体、NPO等との意見交換は随時行う。

